

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター会員就業規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定める。

(就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、協働の実をあげようとするものである。

2 会員は就業に当たって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は就業条件等に付き、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の仕事に対し、適切な助言をするものとする。

(就業条件)

第5条 就業期限は、発注者との契約に従い1年以内を限度とする。ただし、発注者との契約更新により自動的に就業を継続する場合でも、同一場所における就業期限は通算5年を限度として就業会員ごとに定める。通算年数は4月1日より3月31日までの1年度を1単位とする。ただし、年度途中より開始した場合は、その開始した日より3月31日までとする。

2 限度とする就業期間は、その期間の就業を保証するものではない。

3 1日当たりの就業時間は、原則として6時間を限度とする。（施設管理業務を除く。）

4 1か月の就業日数は、原則として13日を限度とする。ただし、月別又は季節的に変動のある職種については、1か月の就業日数が13日を超えることができる。

5 1か月の就業時間が100時間未満の場合で、やむを得ない理由がある場合には、1か月の就業日数が13日を超えることができる。

6 複数就業は、原則として認めない。ただし臨時的又は全体として1か月13日以内でやむを得ない場合は、複数就業もできるものとする。

7 業務を提供する場合は、就業期限確認書を交付する。（別紙様式）

8 就業期間満了し交替した後は、他の場所の再就業を希望することができる。

9 80歳を超える会員については、次回の就業の提供を慎重に対処する。

10 技能を有する者及び独自事業については、就業期限を別に定める。

(就業の修了)

第6条 就業している会員の就業期限が満了したときは、速やかに終了する。ただし他にその仕事
の就業希望者がいない場合は、1年ずつ継続就業できることとする。

2 民間事業所に限り、発注者から就業会員に対し強い継続要望があれば、本人の意思を確認し1
年ずつ継続就業できることとする。

(就業の中止)

第7条 次の各項に該当したときは、理事会の同意を得て、会長の指示により就業を中止させるこ
とができる。

(1) 同一就業先において、会員同士のトラブルが生じたとき。

(2) 発注者とトラブルが生じたとき。

(3) 一般市民とトラブルが生じたとき。

(4) 体調不良等により、就業の継続が困難と判断されたとき。

(5) センター職員及び理事の指導に従わないとき。

(6) センターの理念に示す義務について、著しく不履行の行為が認められたとき。

(就業条件にかかわる措置)

第8条 本規約を適用するにあたり、次の通り経過措置をするものとする。

2 既就業会員で、就業年数が4年以上8年未満の会員については、健康で且つ業務に支障がなけ
れば、2年間の猶予期間を設ける。

3 既就業会員で、就業年数が8年以上の会員については、健康で且つ業務に支障がなければ、1
年間の猶予期間を設ける。

4 前2項に該当する就業会員について、全員の経過措置が終了した時点で、就業条件に関わる措
置はすべて消滅する。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第9条 センターは、受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮す
るとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第10条 会員は、就業にあたり相互に次の点に注意しなければならない。

(1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

(2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。

(3) 就業上知りえた業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。

(4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(車輛の貸与)

第11条 会員が就業のため必要と認められる場合は、センターが管理する車輛を当該会員に貸与
することができる。

- 2 センターから車輛の貸与を受けた会員は、センターが別に定める車輛貸与簿に必要事項を記載しなければならない。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第12条 会員が共同作業を必要とする場合、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中から、リーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員の仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるように共同責任分担の精神をもって努力する。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、又は病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センター又は発注者に連絡するなど応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第13条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から適用する。